

ここふるショップ運営要領

1. 目的

本要領は、ここふるショップに設置されるショップ及びカフェについて、その円滑な運営・管理のために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) ここふるショップは、大野城心のふるさと館（以下「ふるさと館」という。）において、「歴史」「子ども」「にぎわい」をテーマとしたふるさと館ならではの飲食物及び商品の販売等を行い、ふるさと館への誘客の一助となることを目的に設置されたものである。
- (2) 市内外からの来館者に対し、大野城市ならではの「おもてなし」を提供することを目的に、市内の団体・事業者等が参画するここふるショップ実行委員会（以下「実行委員会」という。）を構成し、実行委員会による市民力を活かした運営を実施する。

3. 営業日時

(1) 営業日

ふるさと館の開館日と同じく、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号に関する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日の最も近い休日でない日)、年末年始（12 月 28 日から翌 1 月 4 日まで）及びその他臨時休館日を除く日とする。

(2) 営業時間

- ①午前 10 時から午後 6 時とする。
- ②営業時間のうち、原則午前 11 時半から午後 2 時半をランチ提供時間とする。

4. 運営内容

(1) ショップ運営

①通常販売ブース

ア 面積 57.86 m²

イ 販売商品

- ふるさと館オリジナルグッズ
- ふるさと館実施事業関連グッズ
- 大野ジョーグッズ
- 東日本大震災、熊本地震等の被災地特産品・名産品
※販売利益の全額を義援金として各被災地に送金する。
- 実行委員会が通常販売ブース出店者（以下「通常出店者」という）として認めた者が、出店し販売する商品
- その他実行委員会が販売に適すると判断した商品

ウ 通常出店者への登録

通常出店者の要件を満たし、ここふるショップでの商品販売を希望するものは、所定の

申請書を実行委員会に提出し、その承認を得なければならない。また、申請の内容に変更が生じた際は、所定の様式を提出し、実行委員会の承認を得なければならない。

ただし、実行委員会が特に認める場合は、登録の手続きを省略できる。

エ 通常出店者の要件

- 大野城市商工会認定の特産品・推奨品取扱事業者
- 大野城市障害者施設団体連絡協議会
- その他ここふるショップの設置目的に合致し、実行委員会が適当と認める事業者等

オ 登録手数料

通常出店者は、年間 5,000 円の登録手数料を実行委員会に支払わなければならない。なお、この登録手数料には、商品販売用のバーコードシール代及び販売時の包装資材代等が含まれる。

ただし、実行委員会が特に認める場合は、登録手数料の支払いを省略できる。

カ 仕入等

○販売商品の仕入は、実行委員会の予算の範囲内での買い取り方式を基本とする。

ただし、販売実績に基づき、通常出店者と実行委員会が協議の上決定する場合は、その限りでない。

○仕入価格等は、通常出店者と実行委員会が協議（必要に応じて契約を締結）の上、決定する。

キ 納品方法

○商品の納品方法については、通常出店者と実行委員会が協議の上、決定する。

○通常出店者が商品を納品する際は、指定の必要事項（商品名・数量・価格・納品日等）が記載された納品書を実行委員会に提出する。

○商品の陳列に必要な備品等は、通常出店者が用意する。

②チャレンジスペースブース

ア 基本仕様

○A：横 29.4cm×縦 34.4cm×奥 27cm、12 区画（可動式ボックスタイプ(背面無し)）

B：横 59.4cm×縦 34.4cm×奥 27cm、12 区画（可動式ボックスタイプ(背面無し)）

合計 24 区画

※区画数は、申請状況に応じて変動する。

○出店期間（1 期間）：1 申請につき 3 カ月間

イ チャレンジスペースブース出店者等（以下「チャレンジ出店者等」という。）の要件

○公益性のある活動や、にぎわい創出等を目的とした活動を大野城市内で行っている個人または団体

○大野城市内在住の作家、アーティスト

ウ チャレンジ出店者等の決定

商品販売や商品展示を希望する個人または団体等は、所定の申請書を実行委員会が別途定める期間内に、実行委員会に提出しなければならない。なお、応募者多数の場合には、実行委員会が行う抽選により決定する。

エ 区画の割当

原則、同一期間に1個人または1団体、1事業所につき1区画の出店とする。ただし、当該期間に区画の割当残がある場合は出店の追加募集を行い、実行委員会が行う抽選により当選したものを別区画に出店できる。

オ 販売手数料・登録手数料

○販売手数料は以下のとおりとする。なお、販売用のバーコードシール代及び販売時の包装資材代等を含む。

○販売活動を行わない出店者は、一区画及び一期間あたりとして登録手数料を徴収する。なお、出店期間が一期間に満たないと実行委員会が判断する場合は日割り計算を行う。

区画	販売手数料	登録手数料
A 横 29.4cm×縦 34.4cm×奥 27cm	売上額の 20%	3,000 円
B 横 59.4cm×縦 34.4cm×奥 27cm	売上額の 25%	5,000 円

カ 販売商品

チャレンジ出店者等の手作り商品、またはチャレンジ出店者等の作品を用いて商品化した商品

キ 販売できない商品

- 他から仕入れた商品
- 著作権法に抵触する商品
- 生鮮食料品、冷凍・冷蔵が必要な商品、法令等に基づく営業許可、及び、食品表示のない食品
- 賠償責任保険（PL保険）等 に加入していないチャレンジ出店者等が製造する食品
- 酒類、たばこ類
- 動植物
- 薬事法にかかる製品
- 古物（一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの、又は、これらの物品に幾分の手入れをしたもの）
- 1区画内に陳列できない商品

ク 納品方法

- 納品書には、指定の必要事項（商品名・数量・価格・出品日等）を記載すること。
- チャレンジ出店者等が商品を納品する際は、指定の必要事項（商品名・数量・価格・出品日等）が記載された納品書を実行委員会に提出するものとする。
- 実行委員会は、ふるさと館に設置する商品管理端末で作成したバーコードシールをチャレンジ出店者等へ提供し、チャレンジ出店者は、作成されたバーコードシールを必ず商品に貼付するものとする。
- 商品の陳列に必要な備品等はチャレンジ出店者が用意するものとする。
- 納品の2日前までに、原則メールでの連絡を行うものとする。

ケ 商品管理

- 在庫管理はチャレンジ出店者等が行うこと。
- 販売商品の故意でない破損、紛失または万引きなどに関して、ふるさと館では責任を負わない。

コ 売上精算方法

各チャレンジ出店者の売上は、出店期間終了後、翌月末日までに販売手数料を除いた全額を所定の方法により支払う。

サ ワークショップ

希望するチャレンジ出店者等は、ここふるショップ客席にてワークショップを実施できる。

なお、ワークショップについて、1度チャレンジスペースブースに出店した実績のある出店者は、その後の出店期間に事情により出店ができなかった場合についても、最後に出店した年度の翌年度末までは事務局へ相談の上、ワークショップを実施することができる。

- 実施可能時間 出店期間中の午前10時～午前11時半（全開店日）、午後2時半～午後4時半（平日のみ）
- 最大実施人数 4テーブル、8人程度
 - ※現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、席数を制限する可能性がある。
- 強い匂いのするものや、虫を誘引するような素材は使用できない。
- チャレンジ出店者等を含む参加者は、実行委員会提供商品のドリンクを1人につき1杯以上注文しなければならない。
- ワークショップの参加料は、チャレンジ出店者等と参加者で直接やりとりしなければならない。
- 実施を希望するチャレンジ出店者等は、事前に実行委員会事務局と打ち合わせを行わなければならない。
- ワークショップの問い合わせ、申し込み先はチャレンジ出店者等とする。
- ワークショップの実施における広報活動は、チャレンジ出店者等による広報活動と並行して、実行委員会においても行う。

(2) カフェ運営

① 基本仕様

ア 面積 79.95 m² (※ショップ面積含む) + 厨房 32.4 m²

イ 座席 28 席

ウ 設置備品

品名	詳細	数量
テーブル型冷蔵庫	ホシザキ FT120 SNF-E-ML	1
テーブル型冷蔵庫	ホシザキ RT120 SNF-E-ML	1
テーブル型冷凍庫	ホシザキ RT120 MNF	1
冷凍庫	アイリスオーヤマ IUSD-9B-W	1
I Hヒーター	ホシザキ HIH-5CE	2
I Hヒーター	パナソニック KZ-PH33	1
食器洗浄機	ホシザキ JWE-450RVB3-R	1
キューブアイスメーカー	ホシザキ IM-55TM-1	1
コーヒーメーカー	FMI FGT2+2 (200)	1
炊飯器	象印 NP-IG18	1
スープジャー	象印 TH-CU160	1
電子レンジ	パナソニック NE-710-GP	3
オーブントースター	象印 ET-WM22	1
包丁消毒保管庫	キンキラー K108S	1

エ 営業形態 飲食店営業

② ランチ提供

ランチ提供時間においては、カフェ参画団体がランチの提供を行うことができる。なお、実行委員会が特に認める場合は、ランチ提供時間以外の時間も飲食の提供ができる。

③ カフェ参画団体の要件

ア 大野城市近郊に所在し、大野城市内に活動拠点を有する（今後活動拠点を設ける意思がある場合を含む）事業所もしくは団体であり、ふるさと館のテーマ及びここふるショップの設置目的を十分に理解し、大野城市ならではの「おもてなし」を提供できること

イ カフェで提供を行う商品を製造するにあたり、食品衛生法その他関連する諸法令に定める必要な許可を有していること

④ カフェ参画団体の決定

カフェ参画団体の要件を満たし、ここふるショップでのランチ提供を希望するものは、所定の申請書を実行委員会が別途定める期間内に提出しなければならない。

なお、応募者多数の場合には、実行委員会が別途定める方法による審査により決定する。

⑤ カフェ参画団体申請内容の変更

カフェ参画団体は申請の内容に変更が生じた際は、所定の様式を提出し、実行委員会の

承認を得なければならない。

⑥ 登録手数料

実行委員会から登録が承認されたカフェ参画団体は、年間 5,000 円の登録手数料を実行委員会に支払わなければならない。なお、出店期間が 1 期間に満たないと実行委員会が判断する場合の登録手数料は、出店期間中、参画を行わない日があるか否かに関わらず、100 に参画期間にある指定曜日の数を乗じた額とする。なお、指定曜日の数の算定から年末年始の休業期間である 12 月 28 日から 1 月 4 日までの期間は除くものとし、指定曜日が休館日にあたる場合において、振替出店日を設けない日についても同様とする。

⑦ カフェ参画団体の出店期間及び活動日

出店期間（1 期間）：1 申請につき 1 年間。ただし、実行委員会が別途定める出店開始日以降に参画を開始した場合はこの限りではない。

活動日：カフェ参画団体の希望を考慮の上、実行委員会において決定する。

⑧ 食材等の持ち込みの制限

次の食材等は持ち込むことができない。

ア 生肉、生魚

イ 泥付き野菜

ウ その他、虫を発生もしくは誘引させる原因になると実行委員会が判断する食材等

⑨ 食材等保管の制限

複数のカフェ参画団体が調理を行うため、原則食材等の複数日にわたる保管はできない。ただし、調理器具、調味料等について、実行委員会が特に認める場合は、別途定める保管場所に限り複数日にわたる保管を行うことができる。

⑩ カフェ・厨房の衛生管理

ア 各カフェ参画団体は、それぞれの活動日における活動終了後、厨房及びカフェスペースの清掃、ゴミのゴミ庫への搬出等、衛生管理に十分留意しなければならない。

イ 食中毒等のリスクを回避するため、感染防止のための手洗い、消毒等を徹底しなければならない。

⑪ 商品提供方法

商品提供にあたっては、提供商品及び提供時間帯に応じて以下のとおり行う。

ア 実行委員会提供商品

事務局職員もしくはパートタイム職員が調理等を行い、お客様へ提供する。

イ カフェ参画団体提供商品

カフェ参画団体にて調理等を行い、お客様へ提供する。ただし、提供行為そのものは、事務局職員、パートタイム職員並びに別途ふるさと館に登録されたボランティアスタッフ（以下「サポーター」という。）が行うことができる。

ウ ランチ提供時間における実行委員会提供商品

事務局職員もしくはパートタイム職員が調理等を行い、お客様へ提供する。ただし、提供行為そのものは、事務局職員、パートタイム職員並びにサポーターが行うことができる。

⑫ 提供商品・販売価格等

ア 実行委員会提供商品

種別		品目	販売価格 (単価) (円)
ドリンク		ホットコーヒー	150
		アイスコーヒー	150
		各種ドリンク 紅茶(ホット)・オレンジジュース・りんごジュース・ コーラ・ウーロン茶・ジャスミンティー、ゆず茶、ゆ ずジンジャー	150
軽食	単品	大野城鶏ぽっかけ	500
		その他必要に応じて実行委員会が独自に提供する商品	都度設定
	ドリンク セット (ドリンク 欄に記載の商品 とのセッ ト)	大野ジョーハッピーリング1個	320
		太平閣の豚まん1個	300
		まどかちゃんクッキー	300
		貨布せんべい3袋(6枚)	300
		大野城カステラ1個	300
		大野ジョーROCK	300
		おおの大文字	280
		大野城鶏ぽっかけ	600
その他必要に応じて実行委員会が独自に提供する商品	都度設定		

イ ドリンク以外は、原則、大野城市商工会認定の特産品・推奨品を取り扱うこととする。ただし、ふるさと館との企画連動等に伴い、実行委員会が必要と認める場合はその他の商品を提供することができる。

ウ 実行委員会提供商品を提供する際には、食品衛生法、その他関連法令を遵守する。

⑬ 実行委員会提供商品の仕入方法

カフェで提供する実行委員会提供商品については、実行委員会の予算の範囲内で購入を行う。またその売上は、全て実行委員会の収入とする。

⑭ カフェ参画団体提供商品

ア 日替わりランチ

ランチ提供時間のみ。

イ カフェ参画団体が製造した菓子類等の食品

販売品目に応じた製造業許可を有すること。また、各団体の販売品目数については、売場の状況をふまえて実行委員会事務局と協議の上、決定する。

⑮ カフェ参画団体の売上

ア 販売手数料

販売手数料は、売上金額の10%とする。

イ 売上精算方法

月締め方式とし、実行委員会において月末締めにて、翌月末日までに販売手数料を除いた全額を所定の方法により各カフェ参画団体へ支払うこととする。

(3) 共通事項

①レジ管理

ショップ及びカフェ共通のレジを置くこととし、その対応は事務局職員またはパートタイム職員が行う。

②通常出店者、チャレンジ出店者等、カフェ参画団体等の制限

次のいずれかに該当する場合は、登録ができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者または暴力団員が役員となっている事業者等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者等

ウ 法令または公序良俗に反する行為を行ったと実行委員会が認めた事業者等

エ 大野城市、ふるさと館及び実行委員会の信用または品位を害する行為を行ったと実行委員会が認めた事業者等

③通常出店者、チャレンジ出店者等、カフェ参画団体等の登録の取消し

出店中に次のいずれかに該当すると実行委員会が認めたときは、登録を取消することができる。

ア ショップ内で、他の出店者の迷惑となる行為を行ったとき。

イ 登録申請の内容に虚偽又は不正が判明したとき。

ウ 出店中に政治、宗教活動を行ったとき。

④商品販売に伴う経費

通常出店者、チャレンジ出店者等及びカフェ参画団体による商品販売に伴い発注する商品の製造に必要な一切の経費、人件費、物品配送経費について、実行委員会は一切負担しない。ただし、実行委員会が特に認める場合は、物品配送経費について、実行委員会が負担するものとする。

また、商品の販売に際し、実行委員会が準備を行う販促用物品（値札、簡易な商品紹介ポップ等）以外に販促用物品の使用を希望する場合は、通常出店者またはチャレンジ出店者等で準備を行わなければならない。

なお、商品販売に伴う光熱水費は実行委員会の負担とする。

⑤部会の設置

ショップ及びカフェ運営の向上・活性化を図るため、ショップ部会及びカフェ部会を設置し、企画提案に関すること等への意見を求めることができる。

⑥雇用体制

ア レジの対応や、カフェ・ショップを運営するパートタイム職員を実行委員会で雇用する。

イ レジ対応を除く接客対応（商品紹介、配膳等）については、サポーターが行うことができる。

(4) その他

本要領について内容に変更が生じた際は、実行委員会の承認を経て改正する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。